

## ライドシェアについて(案)

### 1. これまでの経過

交通事業者が営業撤退した横輪、矢持地区等に限定し、移動手段を確保する目的で、平成25年から道路運送法第78条第2号(旧市町村運営有償運送)【公共ライドシェア】(※1)を適用し、沼木バスという名称で沼木まちづくり協議会が運行を行ってきたところです。また、夜間においては時間帯を限定し、タクシーの不足台数を解消する目的で、令和6年から道路運送法第78条第3号【日本版ライドシェア】(※2)を適用し、タクシー事業者が一般ドライバーを雇用して運行台数を確保する実証実験を行ってきたところです。

(※1)道路運送法第78条第2号…市町村、NPO法人等が実施(タクシー事業者も実施に協力可能)

(※2)道路運送法第78条第3号…法人タクシー事業者が地域の自家用車や一般ドライバーを活用して実施

### 2. 今後の課題

夜間のライドシェアについては、これまでの実証実験で供給不足を補う結果を得ることは出来たが、将来的には観光誘客の視点において、伊勢市だけでなく広域的に展開して事業効果を高めていく必要がある。また、沼木バスについては、運行を委託している沼木まちづくり協議会において、団体としての自立性を高め、更なる活動を実施していく機運が高まっているところです。

### 3. 今後のあり方

#### (1)根拠法

	R8 まで	R9 から
夜間	道路運送法第78条第3号 【日本版ライドシェア】 ※R8 実験は第2号	道路運送法第78条第2号 【公共ライドシェア】
沼木バス	道路運送法第78条第2号 【公共ライドシェア】	”

#### (2)実施主体

	R8 まで	R9 から
夜間	タクシー事業者 ※R8 実験は伊勢市	(公社)伊勢志摩観光 コンベンション機構 ※R8 の実験結果をふまえて
沼木バス	伊勢市	(一社)沼木まちづくり協議会

### (3) 運行管理

	R8 まで	R9 から
夜間	タクシー事業者	〃
沼木バス	(一社)沼木まちづくり協議会	〃

### (4) 車両

	R8 まで	R9 から
夜間	ドライバーの自家用車 (R7まではタクシーの空き車両、 公用車を含む)	ドライバーの自家用車
沼木バス	伊勢市公用車	(一社)沼木まちづくり協議会 所有車

### (5) 利用可能エリア

	R8 まで	R9 から
夜間	乗車(伊勢市内)	〃
沼木バス	横輪、矢持町等限定	〃

## 4. スケジュール

### 【夜間】

令和8年8月頃 (公社)伊勢志摩観光コンベンション機構による社会実験  
※昨年度と同様6か月程度

令和9年1月頃 (公社)伊勢志摩観光コンベンション機構との協定締結  
国土交通省への登録申請

4月頃 (公社)伊勢志摩観光コンベンション機構による運営開始

### 【沼木バス】

令和9年1月頃 (一社)沼木まちづくり協議会との協定締結  
国土交通省への登録申請

車両の所有権移転(年度内目途)

4月頃 (一社)沼木まちづくり協議会による運営開始

## 伊勢市下水道事業経営戦略の見直しについて

### 1 これまでの経過

令和8年2月9日

- ・産業建設委員協議会 協議

令和8年2月20日

- ・上下水道事業審議会 諮問・審議

令和8年2月26日～令和8年3月26日

- ・パブリック・コメントの実施

令和8年4月20日

- ・上下水道事業審議会 審議

令和8年4月24日

- ・上下水道事業審議会 答申

『「伊勢市下水道事業経営戦略の見直し」については、これを妥当と認める』（付帯意見あり）

### 2 パブリック・コメント実施概要・結果

(1) 案件

伊勢市下水道事業経営戦略（案）

(2) 周知方法

広報いせ（3月1日号）、ホームページ、LINE 等

(3) 縦覧場所（19箇所）

- ・上下水道部上下水道総務課
- ・総務部総務課
- ・伊勢市役所本館1階市民ホール
- ・各総合支所生活福祉課（二見・小俣・御薗）
- ・支所（神社・大湊・浜郷・宮本・豊浜・北浜・城田・四郷・沼木）
- ・伊勢図書館及び小俣図書館
- ・生涯学習センターいせトピア
- ・二見生涯学習センター

(4) 対象者

市内に在住または通勤・通学している方など

(5) 実施期間

令和8年2月26日～令和8年3月26日

(6) 結果

意見者数 2名（2件）

(7) 意見内容及び市の考え

ページ	寄せられた意見	市の考え
11	<p>意見の募集ありがとうございます！私はこの市に住んでまだ半年程ですが、日々の生活の中で、下水道が当たり前に使えることのありがたさをとても感じてます。浸水対策事業と耐震化事業に関して、地震や豪雨、津波などの災害が起きたときにも、できるだけ普段と変わらない生活が続けられるような備えを、今後も大切にしていただけたら嬉しいです。具体的なこうして欲しい！というのはないですが、、、海に近い地域ということもあり、どのような想定で対策を進めているのかが分かりやすく伝わると、より安心につながると思いました。また、関係ない部分で大変申し訳ないのですが、戦略案を読ませていただきましたが、専門的な表現が多く、理解するのに少し時間がかかりました。せつかく意見を募集しているのであれば、小学生にも伝わるようなわかりやすい概要版や図解があると、若い世代も参加しやすくなるのではないかと感じました。私もまだまだ理解が追いつかないこともあって、すでに戦略案で触れていることでしたら申し訳ございません！これからもどうぞよろしく願います。</p>	<p>1 どのような想定で浸水及び耐震化対策を進めているのかについては、記載せず原案のとおりとします。 【理由】 伊勢市下水道事業経営戦略は、事業全体の投資・財政計画を示すものであり、浸水及び地震対策事業については、別途個別計画を作成し、進めているところです。</p> <p>2 経営戦略中、専門的な用語について注釈を印し、用語集を記載します。</p> <p>3 経営戦略をホームページで公表する際、あわせて概要版を掲載します。</p>
—	<p>海洋汚染の中で新しく懸念されているプラスチック類（特にナノプラスチックレベル）への対応が計画の中には入っていませんが、今後新たな技術開発により追加で対策に取り組んでいただけることを要望します。</p>	<p>原案のとおりとします。 【理由】 当市の五十鈴川中村浄化センターや三重県が管理する宮川浄化センターでは、下水道法上の下水排出基準に明記されていないプラスチック類に対する調査や取組は実施しておりません。今後、国や県などの動向を注視しながら、情報収集に努めてまいります。</p>

### 3 見直し（案）の修正内容

- (1) 産業建設委員協議会の意見を受けての修正  
なし
- (2) 上下水道事業審議会の意見を受けての修正  
なし
- (3) パブリック・コメントの意見を受けての修正

ページ	修正内容
P 25～28 6 用語集	本文中、専門的な用語について注釈を印し、「6 用語集」を追加

- (4) その他の修正

ページ	修正内容
P 4 ③組織 図表 2	令和 8 年 4 月 1 日現在に修正
P 6～9 (3) 経営比較分析表を活用した現状分析の各項目	最新（R 4～6）の実績数値及び類似団体数値に置き換え、コメントを修正
P 13 ・委託費、薬品費、修繕費に関する事項	追記 令和 8 年度末に予定している五十鈴川中村浄化センターの廃止により、その後の処理場維持管理業務に係る委託費、修繕費は削減となります。
P 22～23 4 経費回収率向上に向けたロードマップ (2) 汚水経費回収率向上に向けた具体的取組	国の指示により、項目及び実施時期を図示。（図表 6 を追加）

### 4 今後の予定

令和 8 年 6 月 伊勢市下水道事業経営戦略策定・公表

写

令和8年4月24日

伊勢市長 鈴木健一様

伊勢市上下水道事業審議  
会長 木本 凱



伊勢市下水道事業経営戦略の見直しについて（答申）

伊勢市附属機関条例第3条の規定により令和8年2月20日付 7上第1649号にて  
諮問のあった伊勢市下水道事業経営戦略の見直しについて、当審議会での審議の結果、  
下記のとおり答申します。

記

伊勢市下水道事業経営戦略の見直しについては、これを妥当と認める。

【付帯意見】

- ・下水道使用料改定の検討を行う際には、慎重に議論を行うこと。



# 伊勢市下水道事業経営戦略 (見直し案)

計画期間 : 令和8年度 ~ 令和17年度  
(2026年度) ~ (2035年度)

伊勢市上下水道部

## 目次

経営戦略策定の背景	1
1 事業概要	2
（1）事業の現況	2
①施設	2
②使用料	3
③組織	4
（2）これまでの主な経営健全化の取組	5
①民間活用	5
②施設の統廃合	5
③遊休資産の活用	5
（3）経営比較分析表を活用した現状分析	6
①経営の健全性・効率性	6
②老朽化の状況	8
③全体総括	9
2 経営の基本方針	10
3 投資・財政計画（収支計画）	11
（1）投資・財政計画（収支計画）の作成に当たっての説明	11
①投資についての説明	11
②財源についての説明	12
③投資以外の経費についての説明	13
（2）処理状況等データ	14
（3）投資・財政計画（建設改良計画）	16
（4）投資・財政計画（収支計画）	18
（5）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	20
①今後の投資についての考え方・検討状況	20
②今後の財源についての考え方・検討状況	20
③今後の投資以外の経費についての考え方・検討状況	21
4 経費回収率向上に向けたロードマップ	22
（1）目標とする経営指標	22
（2）汚水経費回収率向上に向けた具体的取組	22
5 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	24
6 用語集	25

本文中に（※）のついている用語は、用語集にて説明しています。

## 経営戦略策定の背景

下水道は私たちの暮らしの快適な生活環境を守り、公共用水域の水質保全や浸水被害の軽減を図るため重要な都市基盤施設として、大切な役割を果たしています。

伊勢市の公共下水道(汚水事業)は、平成5年度に「二見町特定環境保全公共下水道」、平成10年度に「小俣町公共下水道」及び「伊勢市特定環境保全公共下水道」の供用を開始しました。平成11年度からは、県が行う「宮川流域下水道」の「流域関連伊勢市公共下水道」としてさらに整備を進め、平成18年度に一部供用開始し、平成23年度に「小俣町公共下水道」を、平成25年度に「二見町特定環境保全公共下水道」、「二見町農業集落排水」を事業統合しています。

現在は、「流域関連伊勢市公共下水道」と「伊勢市特定環境保全公共下水道」の2つの事業で2,038.5ha(令和6年度末)の汚水処理を行っています。

雨水事業については、昭和37年に都市下水路事業を開始し、順次整備を行い都市部の浸水対策を進めてきました。その後、流域関連公共下水道区域の拡大に伴い、都市下水路を流域関連伊勢市公共下水道へ編入し、公共下水道の雨水事業として継続しています。

現在は、12カ所の雨水ポンプ場で524.9ha(令和6年度末)の雨水の排除を行うとともに、平成29年台風第21号を機に策定した国・県・市が一体となって取り組む「勢田川流域等浸水対策実行計画」に基づく事業等を行っています。

また、施設の改築・更新については「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、計画的に取り組んでいます。

一方、社会の情勢は少子高齢化や人口減少時代の到来、生活スタイルの変化等、転換期を迎えており、これらは今後の下水道事業経営にも大きく影響することが考えられます。総務省では、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月通知)において、全国の公営企業に対し、今後の整備・更新を見据えた投資とその財源見通しの試算を行い、投資・財政計画を作成した「経営戦略(※)」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを求めています。

本市の「伊勢市下水道事業経営戦略」は平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とし平成29年3月に策定し、これまで2回の見直しを行っています。

今回は、令和7年2月に「流域関連伊勢市公共下水道第5期事業計画」の見直しを行ったことから、経営戦略の見直し時期を1年前倒しして、令和8年度から10年間を計画期間とする見直しを行うものです。

## Ⅰ 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ①施設

流域関連伊勢市公共下水道<sup>(※)</sup> (以下「公共」という。)

供用開始 (供用開始後 年数)	平成18年6月1日 (供用開始後19年)	法適 (全部適用)	平成17年11月1日
処理区域内 人口密度	38.0人/ha (令和6年度末)	流域下水道等 への接続の有 無	有(宮川流域下水道)
処理区	宮川処理区		
広域化・共同 化・最適化 実施状況	平成23年8月 小俣町公共下水道 <sup>(※)</sup> を流域下水道 <sup>(※)</sup> に統合 (小俣浄化センター廃止) 平成25年7月 二見町特定環境保全公共下水道を流域下水道に統合 (茶屋クリーンセンター廃止) 平成25年9月 二見町農業集落排水 <sup>(※)</sup> を流域下水道に統合 (荘、西クリーンセンター廃止)		
処理場	宮川浄化センター(三重県)		

伊勢市特定環境保全公共下水道<sup>(※)</sup> (以下「特環」という。)

供用開始 (供用開始 後年数)	平成11年3月31日 (供用開始後27年)	法適 (全部適用)	平成17年11月1日
処理区域内 人口密度	21.1人/ha (令和6年度末)	流域下水道等 への接続の有 無	無
処理区	五十鈴川処理区		
処理場	五十鈴川中村浄化センター		

## ②使用料

### 一般家庭用使用料体系の概要・考え方

下水道使用料は、公共及び特環ともに地方自治法第 228 条第 1 項及び下水道法第 20 条の規定に基づき、伊勢市公共下水道条例第 15 条及び同別表においてその額を定めています（図表 1）。

平成 23 年度の改定では、合併調整方針に基づき基本的に全市統一の使用料とし、旧伊勢市等の区域の使用料に統一しました。小俣町区域においては、大幅な値上げとなることから、段階的に値上げを行い、平成 25 年度にすべての地区の料金を統一し現在に至っています。

図表 1

下水道使用料単価表

(1ヶ月)

種類	区分	汚水量	金額
一般	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,000円
	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	130円
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	150円
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	180円
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	210円
		100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	245円
		500m <sup>3</sup> を超えるもの	280円
公衆浴場用	基本使用料		1,000円
	従量使用料(1m <sup>3</sup> につき)	1m <sup>3</sup>	20円
臨時用	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,000円
	従量使用料(1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超えるもの	280円

#### 備考

- 1 基本使用料及び従量使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。
- 2 この表における種別の適用基準は、次のとおりとする。
  - (1)公衆浴場用 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定により三重県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるもの
  - (2)臨時用 条例第14条第4項の規定により、公共下水道の一時使用をするもの

### その他の使用料体系の概要・考え方

公衆浴場用の下水道使用料は、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の第 3 条及び第 6 条の規定に基づき、公衆浴場の経営の安定を図るため、負担の軽減措置として、特別な料金体系を設定しています。

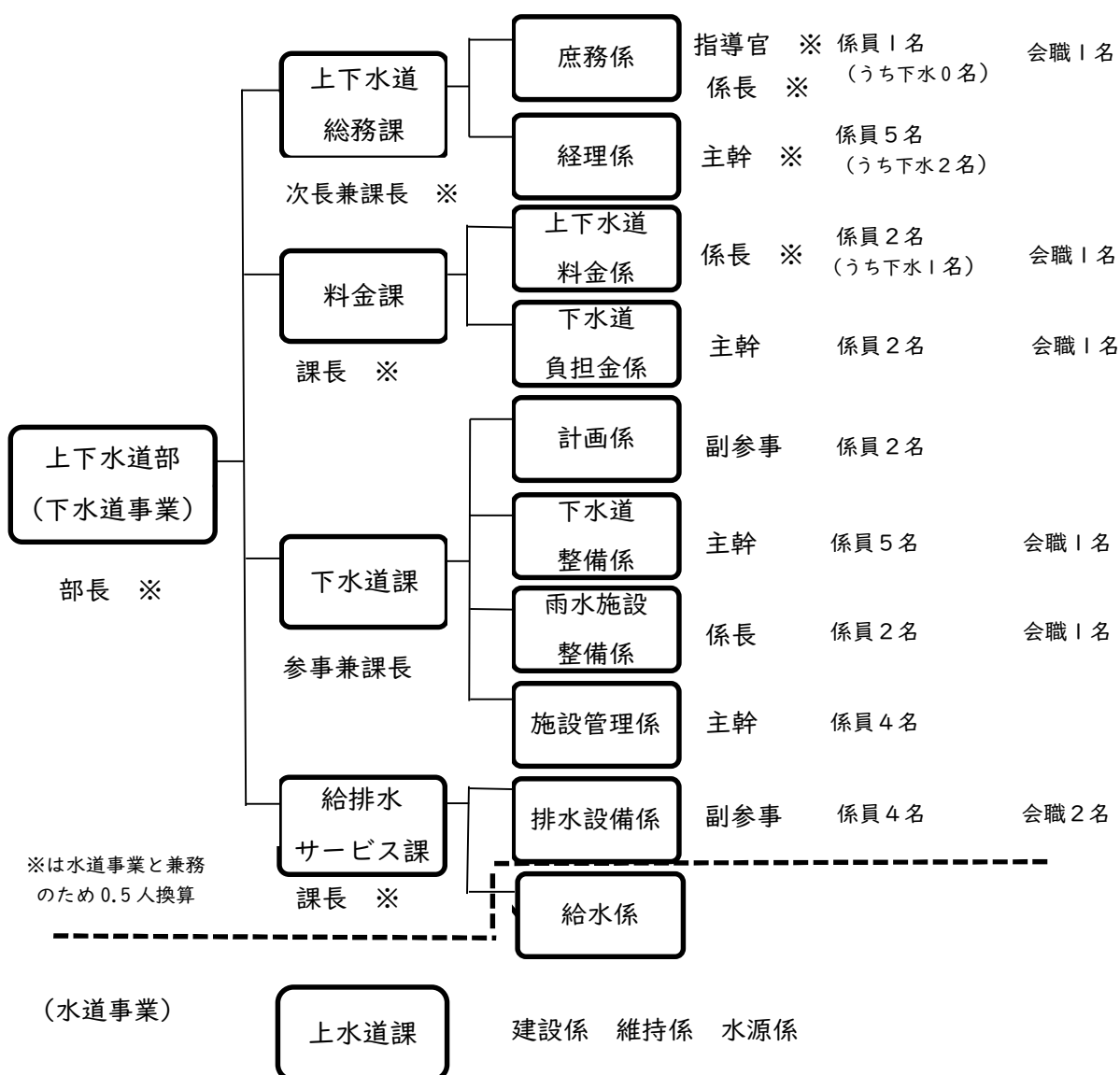
公衆浴場用の下水道使用料については、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）第 2 条の規定により三重県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場等に適用していません。

### ③組織

平成 17 年 11 月 1 日、伊勢市・小俣町・二見町・御園村による市町村合併を経て、平成 19 年 4 月 1 日、業務の効率化を図るため、各総合支所の上下水道課を廃止し、事務所を二見総合支所に置き、職員の定員適正化にも取り組みました。

また、令和 8 年 1 月 1 日、災害時にライフラインの復旧拠点となる上下水道部庁舎の建設に合わせて組織を見直しました。令和 8 年 4 月 1 日現在の職員数は 40 名（うち会計年度任用職員（以下「会職」という。） 7 名）です。（図表 2）

図表 2



## (2) これまでの主な経営健全化の取組

### ①民間活用

#### ・水道事業と合わせた徴収業務委託

下水道使用料の請求・収納業務、受付業務、滞納整理業務、会計システム入力業務を委託しています。水道事業とともに業務委託することにより効率化が図れ、また、未収金の回収に効果が現れており、収納率の向上につながっています。

#### ・マンホールポンプ<sup>(※)</sup>の維持管理業務委託

宮川流域下水道の処理区域内に設置されているマンホールポンプ111カ所のポンプ設備点検・マンホール内清掃及び異常発生時対応を、4区域に分割して維持管理業務を委託し、経費の削減、業務の効率化を図っています。

#### ・施設の包括的業務委託

五十鈴川中村浄化センターの運転管理業務を軽微な修繕、薬品等の調達を含む包括的業務委託とし、経費の削減、業務の効率化を図っています。

### ②施設の統廃合

#### ・小俣浄化センターの廃止

平成23年8月、小俣町公共下水道(約217.5ha)を流域下水道に統合しました。

#### ・茶屋クリーンセンター廃止

平成25年7月、二見町特定環境保全公共下水道(約55.3ha)を流域下水道に統合しました。

#### ・荘及び西クリーンセンター廃止

平成25年9月、二見町農業集落排水(約69.6ha)を流域下水道に統合しました。

### ③遊休資産の活用

#### ・小俣浄化センター跡地の活用

上下水道部の事務所は二見総合支所に置いていましたが、災害リスク及び公共施設マネジメントの観点から、災害リスクの少ない小俣浄化センター跡地に上下水道部庁舎を建設し令和8年1月5日に事務所を移転しました。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

地方公営企業<sup>(※)</sup>では、経営・施設等の状況を表す経営指標を用いた経年比較や他団体との比較を行うための「経営分析表」を公表することとなっています。

#### ①経営の健全性・効率性 ( )は類似団体平均

##### (1) 経常収支比率

実績	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共	107.56% (109.58%)	107.22% (107.64%)	104.97% (106.35%)
	特環	110.15% (106.44%)	110.49% (107.11%)	107.77% (106.38%)
指標の説明		下水道使用料収入や一般会計からの繰入金などの経常的な収入で経常的な費用をどの程度賄えているかを表す。高い方がよい。		
算定式		経常収益/経常費用×100		
コメント		両事業とも100%を超えており、健全と判断できます。		

##### (2) 累積欠損金比率

実績	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共	0.00% (5.35%)	0.00% (5.61%)	0.00% (6.26%)
	特環	0.00% (72.86%)	0.00% (69.54%)	0.00% (70.63%)
指標の説明		事業の規模に比して、累積欠損金がどれくらいあるのかを表す。		
算定式		当年度末未処理欠損金÷(営業収益-受託工事収益)×100		
コメント		両事業とも累積欠損金はありませんが、引き続き収支の均衡を保ち、欠損金の発生を防ぐことが求められます。		

##### (3) 流動比率

実績	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共	66.08% (59.45%)	70.92% (76.32%)	66.87% (80.33%)
	特環	128.49% (45.42%)	118.73% (50.63%)	85.46% (53.28%)
指標の説明		短期的な債務への支払能力を表す指標。流動資産と流動負債の比率。高い方がよい。		
算定式		流動資産÷流動負債×100		
コメント		両事業とも100%を下回っており、経営基盤の強化に取り組んでいく必要があります。		

(4) 企業債残高対事業規模比率				
実績	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共	545.40% (925.32%)	394.66% (749.43%)	108.77% (698.04%)
	特環	0.00% (1,195.47%)	240.02% (1,168.69%)	220.95% (1,142.44%)
指標の説明		料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す。低い方がよい。		
算定式		$\frac{\text{（企業債残高－一般会計負担金）}}{\text{（営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）}} \times 100$		
コメント		両事業とも類似団体平均より低くなっているが、整備途上であるため企業債残高は増加する見込みです。		

(5) 経費回収率				
実績	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共	92.02% (96.98%)	98.76% (98.46%)	98.88% (97.98%)
	特環	100.00% (69.43%)	99.96% (70.71%)	100.00% (66.63%)
指標の説明		下水道使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表す。高い方がよい。		
算定式		$\text{下水道使用料収入} \div \text{汚水処理費（公費負担分を除く）} \times 100$		
コメント		公共は100%を下回っていることから使用料以外の収入（一般会計繰入金）に依存していることがわかります。		

(6) 汚水処理原価				
実績	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共	160.33円 (153.54円)	150.25円 (157.45円)	150.41円 (159.75円)
	特環	184.41円 (239.46円)	184.73円 (233.15円)	185.55円 (252.17円)
指標の説明		汚水処理に要した経費を有収水量1㎡あたりで除したもの。1㎡あたり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを表す。		
算定式		$\text{汚水処理費} \div \text{年間有収水量} \times 100$		
コメント		類似団体平均値より低くなっていますが、今後、物価上昇等の影響により汚水処理原価は上がる見込みであるため、さらなる経費削減が必要です。		

(7) 施設利用率				
実績	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共	—	—	—
	特環	55.44% (41.06%)	54.41% (42.09%)	54.16% (42.15%)
指標の説明		施設の処理能力に対して、実際どれくらい稼働しているのかを表す。		
算定式		晴天時一日平均処理水量÷晴天時一日平均処理能力		
コメント		効率よく稼働している状態です。		

(8) 水洗化率				
実績	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共	83.03% (85.96%)	83.80% (92.89%)	84.24% (93.08%)
	特環	96.03% (84.34%)	96.49% (84.73%)	96.40% (84.21%)
指標の説明		下水道を整備した処理区域内の人口のうち、下水道に接続して汚水処理をしている人口の割合を表す。高い方がよい。		
算定式		水洗化人口÷処理区域内人口		
コメント		公共は類似団体平均値よりは低いが、徐々に上げている段階です。現在、整備を進めている区域においても水洗化率の向上に努めます。 特環は類似団体平均値を超え、高い水準となっています。		

②老朽化の状況 ( )は類似団体平均

(1) 有形固定資産減価償却率				
実績	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共	26.75% (19.96%)	26.31% (29.93%)	27.23% (31.89%)
	特環	45.34% (24.80%)	47.11% (26.77%)	48.90% (27.46%)
指標の説明		保有する有形固定資産の減価償却がどの程度進んでいるのかを表す。施設全体の老朽化の度合いがわかる。		
算定式		有形固定資産減価償却累計額 ÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿額×100		
コメント		特環は類似団体平均値より高くなっています。現在、ストックマネジメント計画を策定し、計画的に施設の設備等の改築・更新に取り組んでいくところです。		

<b>(2) 管渠老朽化率</b>				
実績	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共	0.43% (0.83%)	0.64% (2.74%)	0.62% (3.24%)
	特環	0.00% (0.02%)	0.00% (0.07%)	0.00% (0.02%)
指標の説明		法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合いがわかる。		
算定式		法定耐用年数を経過した管渠延長÷下水道布設延長×100		
コメント		両事業ともに類似団体平均値を下回っているが、今後も計画的に管渠の更新等を行う必要があります。		

<b>(3) 管渠改善率</b>				
実績	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共	0.00% (0.09%)	0.00% (0.06%)	0.00% (0.08%)
	特環	0.00% (0.08%)	0.00% (0.06%)	0.00% (0.05%)
指標の説明		当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。		
算定式		改善（更新・改良・修繕）管渠延長÷下水道布設延長×100		
コメント		両事業ともに類似団体平均値を下回っているが、今後も計画的に管渠の更新等を行う必要があります。		

### ③全体総括

経営状況は指標から見ると比較的健全かつ効率的に運営していると言えますが、使用料収入が少額であり一般会計からの繰入金に依存した経営状態にあります。

今後、さらに経費削減を図るとともに接続率の向上を図り使用料収入の確保に努め、適正な使用料や投資規模を検討していく必要があります。

また、施設の老朽化（特に五十鈴川中村浄化センターの設備等）が進んでおり、事業の最適化を図るため、令和8年度末に流域下水道へ統合します。

## 2 経営の基本方針

下水道は家庭や事業所などから排出される汚水(※)を処理し、生活環境の改善や水質保全に貢献するとともに、近年多発している局地的集中豪雨等による浸水被害から住民の生命と財産を守る役割を担っています。

公共下水道事業は平成元年に事業着手し、現在は流域関連伊勢市公共下水道事業として事業計画区域の整備を進めています。雨水事業は、供用開始から30年以上経過している施設もあり、更新時期を迎えています。

下水道の整備及び老朽化対策には多額の費用が必要となりますが、少子高齢化や人口減少、生活スタイルの変化等が予測され、地方自治体を取り巻く状況はますます厳しくなる見込みです。

このような状況の下、持続可能な下水道事業の実現に向け、市民がいつまでも安心して暮らせるよう、「公共用水域(※)の水質保全と浸水被害の軽減」を基本方針とします。

### 3 投資・財政計画（収支計画）

#### （1）投資・財政計画（収支計画）の作成に当たっての説明

##### ①投資についての説明

###### ・未普及対策事業

本市の令和6年度（2024年度）末の下水道普及率は63.3%となっており、現在、第5期事業計画区域の整備を行っています。

今後も第5期事業計画区域及び未事業化区域の未普及地域の解消へ向け整備を進め、令和17年度（2035年度）末の整備完了（下水道普及率72.8%）を目指します。

なお、未普及対策事業に係る国の交付金は令和9年度から縮減される可能性が高いため、事業費もそれに合わせ抑制しています。

###### ・浸水対策事業

平成29年台風第21号の被害を受け、国、県、市が連携して「勢田川流域等浸水対策協議会」を設立しました。その協議会で策定した「勢田川流域等浸水対策実行計画」に基づき、桧尻第2排水区（※）の雨水幹線排水路整備を行います。

また、激甚化、頻発化する浸水被害を軽減するため、河崎船江、馬瀬川排水区等の雨水管渠（※）及びポンプ場（※）の整備を行います。

###### ・老朽化対策事業

既存施設の維持管理・改築更新を効果的・効率的に行うための「下水道ストックマネジメント計画（※）」に基づき老朽化した施設の改築及び設備の更新に取り組みます。

また、下水道管路の点検結果に基づき、改築等を計画的に行います。

###### ・耐震化事業

上下水道耐震化計画等に基づき、重要施設に新たに接続する汚水管渠の耐震化を行います。また、雨水管渠については未着手であるため緊急輸送路（※）等に埋設されている箇所の耐震化を優先的に行います。雨水ポンプ場については、吹上ポンプ場及び明神ポンプ場について、機器の更新に合わせ行います。

###### ・広域化・共同化（※）・最適化事業

五十鈴川中村浄化センターは令和7年度末で供用開始後27年が経過し老朽化が進んでいます。このことから、事業の最適化を図るため県の流域下水道事業の進捗に合わせ令和8年度末を目標に五十鈴川中村浄化センターを廃止し、特定環境保全公共下水道を流域下水道に統合（宮川浄化センターに接続替え）します。

## ②財源についての説明

### ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

今後の見直しとしては、下水道への接続世帯が増加することで増収となりますが、人口減少、節水機器の普及等により減収となる要因もあるため、大幅な増収は見込んでいません。引き続き水洗化率の向上に取り組み使用料の確保に努めます。

また、使用料の見直しについては、平成 23 年度に合併協議による小俣地区の使用料の統一を行った以降実施していません。

### ・国庫補助金に関する事項

国庫補助金については、対象となる事業費から適正に見込みます。補助率は対象事業費の 50%です。

### ・企業債(※)に関する事項

下水道施設は長期にわたり使用していくため、企業債(借入金)は建設時の世代に負担を集中させずに、その施設を利用する後の世代にも償還(返済)というかたちで、公平に負担してもらおう仕組みでもあります。整備途上のため、企業債の残高は増加傾向ですが、将来世代に過重な負担を強いることがないように、整備予定に応じた借入額を設定しています。

また、企業債元金償還金の一部を将来に繰り延べることで世代間の公平を図るため、下水道事業債の償還期間に生ずる元金償還金と減価償却費の差額について発行可能な資本費平準化債(※)を活用することとします。

### ・繰入金(※)に関する事項

一般会計からの繰入金には、総務省から通知される「地方公営企業繰出金について」に定める基準に基づく繰入金(基準内繰入金)とそれ以外の基準に基づかない繰入金(基準外繰入金)があります。

雨水は自然現象によるものであり、雨水対策は広く市民生活に及ぶことから、その経費等は一般会計が負担するもの(基準内繰入)とされており、また、汚水対策については資本費(減価償却費・企業債利息)が大きいことに対する施策として、分流式下水道(※)等に要する経費等に対して一般会計が負担するもの(基準内繰入金)とされています。整備が進むとともに資本費は増加していくため、それに伴い基準内繰入金も増加していきます。また、収支の均衡を図るため、市の政策判断による基準外繰入金を計画期間中見込んでいます。

### ・資産の有効活用に関する事項

令和 8 年度末で廃止予定の五十鈴川中村浄化センターについて、土地の売却を行い収入につなげていきます。

### ③投資以外の経費についての説明

#### ・職員給与費に関する事項

上下水道事業職員の給与及び職員処遇は、一般会計における人事制度に準じています。

#### ・民間の活力の活用に関する事項

業務の効率化、サービスの向上等、民間のノウハウを積極的に活用し、下水道使用料の請求・収納業務、受付業務、滞納整理業務、マンホールポンプや処理場の維持管理業務を民間へ委託し、業務の効率化及び経費の削減を図っています。

#### ・動力費に関する事項

令和8年度末に予定している五十鈴川中村浄化センターの廃止により、その後の動力費は削減となります。

#### ・委託費、薬品費、修繕費に関する事項

前述の料金収納等業務、マンホールポンプ及び処理場の維持管理業務のほか、市内12カ所の雨水ポンプ場施設の運転管理、消耗品等の購入及び修繕等について、伊勢市（市長部局）に委託し、業務の効率化及び経費の削減を図っています。

令和8年度末に予定している五十鈴川中村浄化センターの廃止により、その後の処理場維持管理業務に係る委託費、修繕費は削減となります。

図表3

(2) 処理状況等データ

	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	R10年度 (2028年度)	R11年度 (2029年度)	R12年度 (2030年度)	R13年度 (2031年度)	R14年度 (2032年度)	R15年度 (2033年度)	R16年度 (2034年度)	R17年度 (2035年度)
	決算	予算	予算	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
A 行政区域内人口 (人)	118,179	116,920	115,660	114,400	113,140	111,880	110,620	109,340	108,060	106,780	105,500	104,220
B 処理区域内戸数 (戸)	34,114	34,381	35,098	36,144	36,554	36,917	37,519	37,710	37,904	38,051	38,526	39,484
C 処理区域内人口 (人)	74,846	74,351	74,917	76,159	76,105	75,931	76,173	75,643	75,113	74,516	74,622	75,865
D 水洗化戸数 (戸)	29,420	29,933	30,282	30,834	31,369	31,781	32,187	32,649	32,967	33,234	33,731	34,633
E 水洗化人口 (人)	63,460	63,399	63,222	63,520	63,746	63,770	63,752	63,858	63,685	63,407	63,643	64,838
F 汚水処理区域全体計画面積 (ha)	3,001.0	3,001.0	3,001.0	3,001.0	3,001.0	3,001.0	3,001.0	3,001.0	3,001.0	3,001.0	3,001.0	3,001.0
G 汚水処理区域整備済面積 (ha)	2,075.0	2,126.4	2,160.4	2,179.0	2,200.5	2,217.2	2,230.6	2,249.0	2,280.6	2,319.8	2,344.2	2,369.2
H 汚水処理区域内面積 (ha)	2,038.5	2,074.3	2,106.6	2,148.2	2,187.1	2,197.1	2,216.0	2,224.9	2,250.1	2,263.8	2,303.8	2,343.6
I 汚水管渠布設延長 (m)	506,591.0	514,620.0	515,391.0	521,591.0	527,191.0	531,791.0	536,891.0	538,291.0	542,191.0	546,291.0	550,191.0	554,091.0
J 雨水管渠布設延長 (m)	12,270.0	12,394.0	12,394.0	13,422.0	13,722.0	13,922.0	14,057.0	14,372.0	14,967.0	15,552.0	15,942.0	16,467.0
K ポンプ場処理能力 (m3/分)	4,757.0	4,757.0	4,757.0	4,757.0	4,757.0	4,937.0	5,092.0	5,092.0	5,092.0	5,092.0	5,092.0	5,092.0
L 年間汚水総処理水量 (m3)	6,801,441	7,341,838	7,414,967	7,459,909	7,593,514	7,610,185	7,625,465	7,635,894	7,639,485	7,622,239	7,629,130	7,685,542
M 年間有収水量 (m3) ※	7,185,644	7,268,420	7,340,817	7,385,310	7,517,579	7,534,082	7,549,212	7,559,536	7,563,090	7,546,017	7,552,839	7,608,686
N 職員数 (維持管理、人) ※	19(5)	18(5)	16(5)	16(5)	16(5)	16(5)	16(5)	16(5)	14(5)	14(5)	14(5)	14(5)
O 職員数 (建設事業、人) ※	17(2)	18(2)	19(2)	19(2)	17(2)	17(2)	17(2)	17(2)	14(2)	14(2)	14(2)	14(2)

※ 職員数における( )は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す。

指標

	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	R10年度 (2028年度)	R11年度 (2029年度)	R12年度 (2030年度)	R13年度 (2031年度)	R14年度 (2032年度)	R15年度 (2033年度)	R16年度 (2034年度)	R17年度 (2035年度)
	決算	予算	予算	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
P 普及率 (C/A) ※	63.3%	63.6%	64.8%	66.6%	67.3%	67.9%	68.9%	69.2%	69.5%	69.8%	70.7%	72.8%
Q 水洗化率 (E/C)	84.8%	85.3%	84.4%	83.4%	83.8%	84.0%	83.7%	84.4%	84.8%	85.1%	85.3%	85.5%
R 有収率 (M/L)	105.6%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%
S 汚水処理区域整備率 (G/F)	69.1%	70.9%	72.0%	72.6%	73.3%	73.9%	74.3%	74.9%	76.0%	77.3%	78.1%	78.9%

図表 4

(3) 投資・財政計画（建設改良計画）

（単位：千円）

項 目	R6年度 (2023年度)	R7年度 (2024年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	R10年度 (2028年度)	R11年度 (2029年度)	R12年度 (2030年度)	R13年度 (2031年度)	R14年度 (2032年度)	R15年度 (2033年度)	R16年度 (2034年度)	R17年度 (2035年度)
	決算	予算	予算	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
汚水事業	2,730,147	4,013,819	2,540,713	1,646,759	1,794,574	1,689,239	1,611,889	1,401,278	1,430,655	1,424,089	1,369,441	1,425,383
新設	2,045,468	3,207,765	2,200,000	1,400,000	1,400,000	1,350,000	1,350,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
改築・更新	43,863	117,628	130,500	52,000	65,000	52,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000
流域建設負担金 <sup>(※)</sup>	519,548	548,508	58,945	48,429	165,809	175,659	106,709	47,608	103,425	96,859	40,221	97,953
その他（人件費含む）	121,268	139,918	151,268	146,330	163,765	111,580	114,180	112,670	86,230	86,230	88,220	86,430
雨水事業	667,979	1,803,507	1,951,272	1,773,200	1,300,800	1,974,800	1,771,800	1,519,800	1,519,800	1,519,800	1,519,800	1,519,800
新設	188,824	839,812	1,030,000	1,030,000	510,000	775,000	790,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000
改築・更新	457,159	932,688	890,300	710,000	741,000	1,150,000	932,000	770,000	770,000	770,000	770,000	770,000
その他（人件費含む）	21,996	31,007	30,972	33,200	49,800	49,800	49,800	49,800	49,800	49,800	49,800	49,800
庁舎建設事業	234,964	280,244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	3,633,090	6,097,570	4,491,985	3,419,959	3,095,374	3,664,039	3,383,689	2,921,078	2,950,455	2,943,889	2,889,241	2,945,183

## (4) 投資・財政計画(収支計画)

図表5

## 収益的収支(消費税を除く)

(単位:千円)

	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	R10年度 (2028年度)	R11年度 (2029年度)	R12年度 (2030年度)	R13年度 (2031年度)	R14年度 (2032年度)	R15年度 (2033年度)	R16年度 (2034年度)	R17年度 (2035年度)
	決算	予算	予算	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
収入												
下水道使用料	1,092,081	1,102,955	1,113,026	1,121,324	1,150,457	1,152,640	1,155,555	1,156,915	1,157,605	1,155,306	1,156,752	1,164,197
他会計負担金	1,434,026	1,534,597	1,638,070	1,672,979	1,751,704	1,846,174	1,841,199	1,912,709	2,000,619	1,989,831	2,045,328	2,108,454
他会計補助金	353,984	272,558	143,302	322,273	330,365	351,281	389,673	420,447	421,983	441,831	450,467	481,702
国庫補助金	563	613	813	813	813	813	813	813	813	500	500	500
長期前受金戻入(※)	940,049	982,978	1,012,755	1,031,001	1,051,481	1,073,352	1,090,921	1,122,605	1,145,665	1,163,106	1,195,130	1,209,012
雑収益	3,962	2,428	3,704	2,426	2,426	2,426	2,426	2,426	2,426	2,426	2,426	2,426
特別利益	95,834	68,037	30,500	207,798	498,115	177,714	0	0	0	0	0	0
計	3,920,499	3,964,166	3,942,170	4,358,614	4,785,361	4,604,400	4,480,587	4,615,915	4,729,111	4,753,000	4,850,603	4,966,291
支出												
人件費	157,355	208,429	167,372	167,913	167,913	167,913	167,913	167,913	151,313	151,313	151,313	151,313
委託料	217,852	263,633	316,133	222,680	243,496	274,792	235,694	247,344	283,826	241,943	254,222	293,287
修繕費	9,244	11,905	10,751	10,300	10,300	10,300	10,300	10,300	10,300	10,300	10,300	10,300
流域下水道維持管理負担金(※)	709,431	765,513	781,315	845,086	860,220	862,110	863,840	865,021	865,429	855,967	856,740	863,076
減価償却費(※)	1,938,486	2,012,182	2,113,588	2,179,223	2,236,532	2,305,976	2,358,618	2,440,614	2,500,263	2,544,003	2,607,600	2,643,107
企業債利息	455,738	475,099	523,249	598,452	639,645	678,535	720,061	761,072	790,636	820,500	848,603	874,572
物件費・その他	149,874	155,352	159,734	121,081	121,877	124,172	119,681	122,609	120,785	125,499	118,703	121,701
特別損失	0	0	57,277	420,767	1,079,151	353,105	0	0	0	0	0	0
計	3,637,980	3,892,113	4,129,419	4,565,502	5,359,134	4,776,903	4,476,107	4,614,873	4,722,552	4,749,525	4,847,481	4,957,356
収支差引(純損益)	282,519	72,053	△187,249	△206,888	△573,773	△172,503	4,480	1,042	6,559	3,475	3,122	8,935
当年度未処分利益剰余金又は未処理欠損金	0	0	△187,249	△394,137	△967,910	△1,140,413	△1,135,933	△1,134,891	△1,128,332	△1,124,857	△1,121,735	△1,112,800

経常収支比率(%)	105.1	100.1	96.1	100.1	100.2	100.1	100.1	100.0	100.1	100.1	100.1	100.2
使用料単価(円)	152.0	151.8	151.6	151.8	153.0	153.0	153.1	153.0	153.1	153.1	153.2	153.0
汚水処理原価(円)	153.5	189.7	194.2	195.8	197.4	201.0	205.4	209.9	209.9	212.5	213.8	217.1
汚水経費回収率(%)	99.0	80.0	78.1	77.5	77.5	76.1	74.5	72.9	72.9	72.0	71.6	70.5

## 資本的収支(消費税を含む)

(単位:千円)

	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	R10年度 (2028年度)	R11年度 (2029年度)	R12年度 (2030年度)	R13年度 (2031年度)	R14年度 (2032年度)	R15年度 (2033年度)	R16年度 (2034年度)	R17年度 (2035年度)
	決算	予算	予算	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
収入												
企業債	2,462,700	3,984,600	3,250,500	2,917,900	2,707,300	3,113,600	3,171,100	2,569,400	2,652,900	2,619,300	2,559,200	2,614,900
(うち資本費平準化債)	300,000	500,000	700,000	808,000	774,000	892,000	964,000	1,022,000	1,062,000	1,035,000	1,029,000	1,027,000
他会計負担金	241,990	262,697	253,628	234,748	237,931	232,545	239,128	236,844	217,398	198,338	174,205	159,844
受益者負担金(※)	107,762	103,064	76,056	71,466	70,590	82,126	39,645	52,422	30,926	76,140	45,645	71,741
工事負担金	6,129	24,050	21,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫補助金	1,127,200	2,071,700	1,554,500	1,007,500	831,500	1,170,000	885,500	1,133,750	1,146,000	1,146,000	1,143,500	1,143,500
他会計補助金	0	4,561	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3,945,781	6,450,672	5,155,684	4,231,614	3,847,321	4,598,271	4,335,373	3,992,416	4,047,224	4,039,778	3,922,550	3,989,985
うち翌年度繰越額	5,653	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出												
建設改良費	3,633,090	6,097,570	4,491,985	3,419,959	3,095,374	3,664,039	3,383,689	2,921,078	2,950,455	2,943,889	2,889,241	2,945,183
(うち人件費)	129,783	153,347	163,048	164,300	147,700	147,700	147,700	147,700	122,800	122,800	122,800	122,800
(うち流域建設負担金)	519,548	548,508	58,945	48,429	165,809	175,659	106,709	47,608	103,425	96,859	40,221	97,953
企業債償還金	1,877,720	1,923,408	2,022,762	2,127,770	2,177,327	2,333,758	2,419,158	2,526,393	2,602,527	2,621,313	2,589,724	2,631,799
国庫補助金返還金	0	0	0	5,154	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	110	1,089	1,800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	5,510,920	8,022,067	6,516,547	5,553,883	5,273,701	5,998,797	5,803,847	5,448,471	5,553,982	5,566,202	5,479,965	5,577,982
収支差引	△1,570,792	△1,571,395	△1,360,863	△1,322,269	△1,426,380	△1,400,526	△1,468,474	△1,456,055	△1,506,758	△1,526,424	△1,557,415	△1,587,997

(単位:千円)

補填財源												
損益勘定留保資金(※)	1,386,795	969,192	1,074,928	1,147,654	1,261,681	1,215,688	1,282,031	1,329,659	1,372,543	1,395,357	1,426,797	1,453,491
消費税資本的収支調整額(※)	183,997	314,031	213,882	174,615	164,699	184,838	186,443	126,396	134,215	131,067	130,618	134,506
繰越工事資金	0	5,653	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減債積立金	0	282,519	72,053	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,570,792	1,571,395	1,360,863	1,322,269	1,426,380	1,400,526	1,468,474	1,456,055	1,506,758	1,526,424	1,557,415	1,587,997
補填財源残高(※)	585,550	451,485	262,870	201,061	200,814	200,751	200,722	201,139	200,778	200,818	200,638	201,202

(単位:千円)

企業債残高												
企業債残高合計	35,027,861	37,089,053	38,336,791	39,254,921	40,125,394	40,950,236	41,702,178	41,745,185	41,795,558	41,793,545	41,763,021	41,746,122
(汚水事業分)	29,974,043	30,791,304	30,558,913	29,917,349	29,374,530	28,743,851	28,186,626	27,077,951	26,042,310	25,065,583	24,125,337	23,271,660
(雨水事業分)	4,153,818	4,910,249	5,712,878	6,429,397	6,893,989	7,674,010	8,341,577	8,843,309	9,291,473	9,707,762	10,116,659	10,506,012
(資本費平準化債)	900,000	1,387,500	2,045,000	2,762,175	3,385,175	4,064,525	4,759,475	5,462,775	6,153,975	6,765,750	7,319,925	7,820,700
(公営企業施設等整理債)	0	0	20,000	146,000	471,700	467,850	414,500	361,150	307,800	254,450	201,100	147,750

《参考》

(単位:千円)

他会計繰入金明細												
他会計負担金	1,676,016	1,797,294	1,891,698	1,907,727	1,989,635	2,078,719	2,080,327	2,149,553	2,218,017	2,188,169	2,219,533	2,268,298
(汚水事業分)	1,250,205	1,335,808	1,360,061	1,412,288	1,422,533	1,433,236	1,442,714	1,451,560	1,444,749	1,433,459	1,410,299	1,393,230
(雨水事業分)	425,811	461,486	531,637	495,439	567,102	645,483	637,613	697,993	773,268	754,710	809,234	875,068
他会計補助金	353,984	277,119	143,302	322,273	330,365	351,281	389,673	420,447	421,983	441,831	450,467	481,702
計	2,030,000	2,074,413	2,035,000	2,230,000	2,320,000	2,430,000	2,470,000	2,570,000	2,640,000	2,630,000	2,670,000	2,750,000

## (5) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

### ①今後の投資についての考え方・検討状況

#### ・広域化・共同化・最適化に関する事項

経済性や人口動向等の課題を踏まえ、公共下水道と合併処理浄化槽を比較し整備手法を検討し、公共下水道全体計画<sup>(※)</sup>区域の見直しに努めます。

令和5年1月に三重県が策定した「広域化・共同化に関する計画」に基づき、下水道の広域化・共同化について三重県及び県内市町と密に連携し検討を行います。

#### ・投資の平準化に関する事項

効率的な計画策定により、投資額の縮減だけでなく、年度による偏りの少ない事業配分を検討します。

#### ・民間活力の活用に関する事項

積極的にコスト縮減に取組む必要があるため、当市の実情に応じた民間活用の手法を検討していきます。

### ②今後の財源についての考え方・検討状況

#### ・使用料の見直しに関する事項

未普及対策事業の進捗や経常収支比率、汚水経費回収率等の経営指標、基準外繰入金、企業債残高等を総合的に判断し、計画期間中に見直しを行う必要があります。見直しを行う際は、使用者の理解を得られるよう十分な説明を行います。

#### ・資産の有効活用等による収入増加の取組

施設の廃止等により発生した遊休資産は、本市他部署とも連携を図り、最適な有効活用の方法を検討していきます。

#### ・その他の取組

住民の環境保全に対する意識を高めるとともに、持続可能な事業運営を支える使用料収入の確保に向けて、下水道事業の施設見学などのPR活動、接続の促進のために説明会等の開催、排水設備<sup>(※)</sup>工事の支援制度の充実等、普及啓発活動に取り組めます。

### ③今後の投資以外の経費についての考え方・検討状況

#### ・職員給与費に関する事項

前述のとおり、本市は水道事業・下水道事業の組織統合、機構改革を行い、業務の効率化を行い定員の適正化に努めてきました。現在、一般会計では能力・実績に基づき、より徹底した人事管理を行うため人事評価制度を導入しており、上下水道部においても同様に人事評価制度による適正な管理を行っています。今後は、業務量及び事業量に合わせて適宜職員数の見直しを行います。

#### ・民間活力の活用に関する事項

民間のノウハウを生かし、「民間でできることは民間で」という考えの下に、委託の範囲の拡大を検討していきます。なお、緊急時や災害時の体制、技術継承等を見据えた職員配置とのバランスも考慮し検討を進めます。

#### ・動力費に関する事項

今後の設備更新時には、省エネルギー化と設置機器の適正化を考慮して、高効率な施設を目指します。

#### ・修繕費に関する事項

適正な維持管理を行うため、最適な修繕方法を検討し、経費の削減、効率化を図ります。

#### ・委託費に関する事項

前述のとおり、民間のノウハウを活用し効率的な経営の実現を目指しますが、委託範囲の拡大については、委託と直営のコスト及びメリット、デメリットを比較し、委託料の抑制も意識して検討を進めます。

また、スケールメリットを生かした経費削減を図るため、近隣市町等との事務の共同化等について検討します。

## 4 経費回収率向上に向けたロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」(令和2年7月21日付け国水下企第34号)に基づき、汚水経費回収率の向上及び経常収支比率の維持に向けたロードマップを次のとおり示します。

### (1) 目標とする経営指標

本経営戦略期間の中間年度である令和12年度末までに  
経常収支比率100%以上、汚水経費回収率80%以上を目指します。

※各年度の指標は、P18、19参照

### (2) 汚水経費回収率向上に向けた具体的取組

#### ①水洗化の促進

接続率の向上による下水道使用料収入の増収を図るため、下水道への接続の啓発(広報活動の充実、戸別訪問の推進、助成金制度の充実)を促進し、供用開始後6年間でその区域の水洗化率85%以上を目指します。(各年度の水洗化率はP14、15参照)

#### ②施設の統廃合

五十鈴川中村浄化センターで汚水処理を行っている特定環境保全公共下水道は令和6年度決算で汚水処理原価が185.5円/m<sup>3</sup>と流域関連公共下水道事業よりも35.1円高く、また、令和7年度末で供用開始後27年が経過していることから、事業の最適化を図るため令和8年度末で廃止し流域下水道に統合(宮川浄化センターに接続替え)します。

#### ③未普及対策事業の抑制等

令和9年度から未普及対策に対する国の交付金が縮減される可能性が高いため、引き続き整備費や維持管理費のコスト縮減に取り組み、令和9年度以降の未普及対策事業費を抑制します。

また、社会情勢の変化を踏まえ、公共下水道と合併処理浄化槽との経済性を比較しながら整備手法を検討します。

#### ④使用料改定の検討

P20「使用料の見直しに関する事項」に基づき、少なくとも5年に1回の頻度で使用料水準及び使用料体系の検討を行い、収入の適正化を図ります。

特に基準外繰入金については、一般会計行政経費を圧迫し、また、企業会計の原則である独立採算及び受益者負担の原則に当てはまらないものであるため、下水道使用者からの適正な負担を確保し経営の健全を図る必要があります。

図表 6

経費回収率向上に向けたロードマップ

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	
計 画 期 間	● 見直し	→										● 見直し
① 水洗化の促進		→										
② 施設の統廃合		●										
③ 未普及対策事業の抑制等			→									
④ 使用料改定の検討		→					→					

**参考 使用料改定シミュレーション**

計画期間中の基準外繰入金をなくし、下水道使用料で賄うと想定したシミュレーションを以下の条件で行いました。

- ①改定は令和 10 年度に行い、算定期間は 5 年間とする。
- ②毎年度、経常損益で利益を確保する。(経常収支比率 100%以上)
- ③汚水経費回収率 80%以上とする。

シミュレーションの結果、現在 1 月 20 m<sup>3</sup>使用した場合 2,300 円(税抜)である下水道使用料を令和 10 年度に 851 円(約 37%)、さらに、令和 15 年度に 221 円(約 7%)増額とする改定が必要となります。

**○公営企業会計を適用した地方公共団体において、今後、汚水処理事業が社会資本整備総合交付金の重点配分の対象とならないケース(参考記載)**

- ・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ・令和 7 年度以降、供用開始後 30 年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が 150 円/m<sup>3</sup> 未満であり、かつ経費回収率が 80%未満であり、かつ 15 年以上使用料改定を行っていない場合。

[国土交通省通知(令和 2 年 7 月 22 日付け事務連絡)「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」より]

## 5 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

この経営戦略の進捗管理は、毎年度行います。また、見直しは本市における下水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため5年後を目安に行います。

なお、この経営戦略の前提となる経営、財政の条件等が大幅に変更となった場合は、状況に応じて見直しを行います。

## 6 用語集

### 〈あ行〉

汚水（おすい）	一般家庭や事業所、工場などから生活・営業活動によって排出される排水。下水道で排除する汚水及び雨水を総称して下水という。
---------	---

### 〈か行〉

管渠（かんきょ）	汚水や雨水を流す管。蓋無しの水路などを指す開渠や地中に埋設されている水路を指す暗渠がある。
企業債（きぎょうさい）	地方公営企業が行う建設改良等に要する資金に充てるために起こす地方債（国などから調達する長期の借入金）。
緊急輸送路（きんきゅうゆうそうろ）	災害時に必要な救助、消防活動及び緊急輸送をスムーズに実施するための主要道路。
繰入金（くりいれきん）	地方公営企業法第17条の2の「経費負担の原則」の規定に基づき、下水道使用料を充てることが適当でない経費等について、一般会計（市税収入を主な財源として行政の基本的事業に使う会計）から下水道事業会計に繰り入れるもの。総務省より示される繰出基準による、雨水排除費用、汚水処理費用のうち高度処理など公共的役割を担う部分の経費（基準内）と、それ以外の政策的経費によるもの（基準外）とに分類される。
経営戦略（けいえいせんりゃく）	各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。
減価償却費（げんかしようきゃくひ）	固定資産の減価を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計処理または手続きを減価償却といい、この処理または手続きによって、特定の年度に費用とされた固定資産の減価額を減価償却費という。
広域化・共同化（こういきか・きょうどうか）	複数の市町村等が、施設や処理地域の統合、下水汚泥の共同処理、維持管理業務の共同化などをすることで、効率的な運営を行うこと。
公共下水道（こうきょうげすいどう）	主として市街地における下水を排除し、または終末処理場で下水を処理するもの。都市の健全な発達及び公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的とする。なお、処理区域内に終末処理場を有するものを単独公共下水道といい、流域下水道に接続する処理区域のものを流域関連公共下水道という。

公共用水域（こうきょうようすいいき）	河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域や接続する水路の総称。
--------------------	---

〈さ行〉

資本的収支（しほんてきしゅうし）	将来の経営活動に備えて行う下水道施設の建設改良及び企業債に関する収入及び支出のこと。
資本費平準化債（しほんひへいじゅんかさい）	管渠の布設を例とした場合、減価償却費による補填財源が発生する期間（50年）に対して、建設財源として借入れた企業債の償還期間（30年）が短く企業債償還の財源が不足するため、その差分について借入れが認められる企業債のこと。
収益的収支（しゅうえきてきしゅうし）	事業年度内に行われる、経営活動に伴い発生するすべての収益とそれに対応するすべての費用のこと。
受益者負担金（じゅえきしゃふたんきん）	下水道事業に要する費用の一部に充てるため、下水道の整備により利益を受ける土地の所有者等に建設財源の一部について負担を求めるもの。
消費税資本的収支調整額（しょうひぜいしほんてきしゅうしちょうせいがく）	資本的収支における仮払消費税と仮受消費税の差額（特定収入に係る控除対象外消費税があれば除く）を資本的収支消費税調整額として内部留保するもの。
ストックマネジメント計画（すとっくまねじめんとけいかく）	持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、施設の状況を把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に施設を維持していくための計画。
全体計画（ぜんたいけいかく）	その地域の下水道のあり方を示すもので、概ね20年先の将来を想定して策定する。また、これを基に、5～7年間で達成可能な事業量について事業計画（事業認可）を立案し、順次、事業を進めていく。
損益勘定留保資金（そんえきかんじょうりゅうほしきん）	収益的収支における費用のうち、現金の支出を伴わない費用。主に、減価償却費や固定資産除却費を指す。

〈た行〉

地方公営企業（ちほうこうえいきぎょう）	地方公共団体が行う事業のうち、“企業”と観念されるもの（水道、下水道、交通、病院等）。一般会計が負担すべき経費を除き、事業の経営に伴う収入（下水道事業の場合は使用料）で経費を賄う独立採算による経営が原則とされている。
長期前受金戻入（ちょうきまえうけきんれいにゆう）	補助金等を受けて施設を整備した場合、補助金等に相当する分は収益化するという制度。交付される補助金等については長期前受金として負債（繰延収益）に計上したうえで、減価償却見合い分を順次収益化する。長期前受金戻入は、あくまでの帳簿上の処理で、収益上、実際の現金収入はない。
特定環境保全公共下水道（とくていかんきょうほぜんこうきょうげすいどう）	公共下水道事業のうち、市街化区域以外の区域で、処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるもの。

〈な行〉

農業集落排水（のうぎょうしゅうらくはいすい）	農業集落における汚水を排除し、または処理場で汚水を処理する施設。農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を目的としたもの。
------------------------	---

〈は行〉

排水区（はいすいく）	河川もしくは海域に雨水を排水するために地方公共団体が管理する下水道の区域のこと。
排水設備（はいすいせつび）	汚水や雑排水、雨水を公共下水道に排水するために設けられる排水管や排水処理施設などの総称。
普及率（ふきゅうりつ）	行政人口に対して下水道が利用できる人口の割合。下水道の整備状況を表す指標の一つ。 〔普及率（％）＝処理区域内人口/行政区域内人口×100〕
分流式下水道（ぶんりゅうしきげすいどう）	汚水と雨水をそれぞれ別の下水道管で集め、汚水は汚水処理場で処理し、雨水はそのまま河川もしくは海域に放流する方式。伊勢市は分流式を採用している。汚水と雨水を同時に集める方式は合流式下水道。

補填財源残高（ほてんざいげんざんだか）	公営企業会計の構造上生じる資本的収支の収入不足について、その不足額を埋めるために使用する内部留保資金（運転資金）のこと。本計画では、補填財源残高がゼロにならないように投資・財政計画（収支計画）を作成している。
ポンプ場（ぼんぷじょう）	汚水・雨水をポンプの力で汲み上げ、河川や処理場へ送る施設。

〈ま行〉

マンホールポンプ（まんほーるぼんぷ）	地形的に自然勾配で流下させることが困難な区域等の下水を、マンホール内に設置した小型水中ポンプで汲み上げて排除するための施設。
--------------------	--

〈や行〉

有収水量（ゆうしゅうすいりょう）	使用料徴収の対象となる水量。また、有収率とは年間汚水総処理水量に対する年間総有収水量の割合を示す。 〔有収率（％）＝年間有収水量/年間汚水総処理水量×100〕
------------------	--

〈ら行〉

流域関連伊勢市公共下水道（りゅういきかんれんいせしこうきょうげすいどう）	流域下水道に接続する処理区域のものを流域関連公共下水道という。本計画では、流域関連伊勢市公共下水道と表記する。
流域下水道（りゅういきげすいどう）	2つ以上の市町が管理する下水道によって排除される下水（汚水）を受け入れて、排除・処理するための下水道で、広域的で効率的な排除、処理を目的としたもの。伊勢市の下水（汚水）は「宮川浄化センター（三重県管理）」で処理されている。
流域下水道維持管理負担金（りゅういきげすいどういじかんりふたんきん）	下水道法第31条の2の規定に基づき、流域下水道を管理する県が、汚水処理や施設の修繕、維持、その他の管理に要する費用を流域下水道により利益を受ける市町に対しその利益を受ける限度において負担させるもの。
流域建設負担金（りゅういきけんせつふたんきん）	下水道法第31条の2の規定に基づき、流域下水道を管理する県が、処理施設の建設に要する費用を流域下水道により利益を受ける市町に対しその利益を受ける限度において負担させるもの。